福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画天神二丁目第1地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	天神二丁目第1地区地区計画
		福岡市中央区天神二丁目の一部
	面積	約 2.9 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	点と周辺の大型商業施設等の間を行き交う人々が交差する、九州・西日本の商業・業務機能が集積する「天神地区」においても歩行者が特に多い地区であることから、歩行者の回遊性の向上に資する快適な都市空間の確保と、天神地区にふさわしい都心機能の強化が望まれる地区である。 そのため、当地区に商業・業務・情報・文化の諸機能が複合・交流した新しい魅力と活気にあふれる都市空間の形成・誘導を図るとともに、都市景観にも配慮した、良好な市街地環境の整備を図ることを目標とする。
	地区施設の整備の方針	
	建築物等の発備の方針	
	その他当該地区 の整備、開発及 び保全に関する 方針	快適に行動し、円滑に利用できるようなまちづくりを図る。

地区整備計画	面積			約 1.7 ha							
	地区施設 の配置及 び規模		広場	名	称	硒		積		摘	要
				広 場 約650 m ²							
1021			公共	名	称	幅	員	延	長	摘	要
			空地	歩行者 歩行者			5 m 2 m	約16 約13			
	建築物等に関する事	建築物等の 用途の制限 壁面の位置 の 制 限		1) 第 2) 3) 下記 わる柱	風 名 建建 ののののののののののののののののののののののののののののののののの	業等のな 1 集芸 単法法 とは とは とは き	規制及び 長第二 長第二 (原 原 原 の の の の の の の の の の の の の	業にへと ら属のげ項項 築る	適用二号 の特ににに 野ににに 撃く	とは関するる。 る は ば は は は ま	築物 場 場 これに代
	, 項	建築 態	又は	ただ 分で、 1) 2) 高架	し 歩 市 市 市 ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ	®、渡りの利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用<td>) 廊 供 線 に り の り り り</td><td>の他 は な な は な な は な で て は の の て て な の の の の て る の の る の る の る る ら る ら る ら る の ら る の ら る の ら の ら</td><td>nらに類 この限り im lm 是上に設</td><td>する建築 でない。 置する施 激するもの</td><td>設につい</td>) 廊 供 線 に り の り り り	の他 は な な は な な は な で て は の の て て な の の の の て る の の る の る の る る ら る ら る ら る の ら る の ら る の ら の ら	nらに類 この限り im lm 是上に設	する建築 でない。 置する施 激するもの	設につい

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

天神地区の更なる歩行者回遊機能の拡充を図るため、本案のとおり変更するものである。

